

後期高齢者医療制度が始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から新たに独立した医療制度が始まります。

対象は75歳以上の後期高齢者となります。

被保険者

新たな医療制度の被保険者となるかたは、県内にお住まいの75歳以上のかた、および、65歳以上75歳未満で一定の障害のあるかたです（申請して広域連合の認定を受ける必要があります）。

これは現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。

健康保険組合などの被扶養者であったかたも対象となり、後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合などの被保険者ではありません。

加入する日

- ・75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）
- ・75歳以上のかたが転入した日から
- ・65歳以上75歳未満の一定の障害のあるかたが申請して広域連合から認定を受けた日から

被保険者証（保険証）

被保険者証（保険証）は平成20年3月下旬にお手元に届く予定で。

保険料

保険料は被保険者個人単位で算定・賦課します。保険料の徴収方法は原則として特別徴収（いわゆる年金天引き）の方法によります。

病院に受診するとき

病院に受診するときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付する保険証をお持ちく

老齢基礎年金を受けるためには！

最低25年以上、保険料納付期間などが必要です

国民年金保険料を納めた期間国民年金保険料の全額免除や多段階免除（一部免除の承認を受けた月でも、残額を納めない）と未納期間となります。若年者納付猶予、学生納付特例期間第3号被保険者期間厚生年金・共済組合の加入期間任意加入できるかたが加入しなかつた期間（カラ期間）これらを合わせて25年以上必要です。

原則として65歳から年金を受けられます。例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」の制度があります

繰上げ請求：希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度
 障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受け取れないなどの給付制限があります。
 繰下げ請求：希望すれば66歳以

降に遅らせて増額した年金を受けられる制度

振替加算も繰下げになります。65歳に達した時や65歳以降に老齢の年金以外（例：遺族厚生年金）の受給権を得た場合は、繰下げ請求ができません。両制度とも、一度決まった支給率（年金額）は、一生変わらないので注意が必要です。

年金額は、加入可能年数（40年間）を納めると、年額792,100円です（平成19年度額）。付加保険料を納めたかたには、老齢基礎年金に次の額が加算されます。
 付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

老齢年金を受けるための手続き

国民年金の第1号被保険者期間のみのかた 市の国民年金係へ
 その他のかた（厚生年金、第

窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の一部（1割、ただし、一定の所得以上のかたは3割）を負担していただきます。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村で構成する『埼玉県後期高齢者医療広域連合』が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

運営の仕組み

市では、保険料の徴収、各種申請・届け出の受け付け、保険証の引き渡しなど、被保険者の皆さんにとって身近な窓口業務を行います。

問い合わせ

県後期高齢者医療広域連合、市保険年金課老人保健係へ

3号被保険者期間を有するかた）熊谷社会保険事務所へ受給資格の満たないかた、年金額を増やしたいかたには、任意加入制度があります。

在外任意加入について

海外に居住した場合、国民年金は希望により加入（任意加入）することができます。任意加入期間中に保険料を納めると、老齢基礎年金額に反映されます。また、海外に居住している間に、事故や病気で障害が残ったときや不幸に亡くなったときには、保険料を納めていると障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されます。

出国前に、管轄の社会保険事務所または市の国民年金担当窓口でご相談ください。

問い合わせ

熊谷社会保険事務所、市保険年金課、各総合支所市民環境課へ

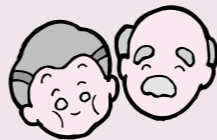


高齢者の介護など の相談は「地域包括支援センター」へ

「地域包括支援センター」では、高齢者のかたやその家族、近隣に暮らす高齢者の介護に関する悩みや問題などに総合的な支援を行います。

次のようなことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・介護サービスを利用したい
- ・健康管理や医療についての相談
- ・近所に引きこもりの高齢者がいる
- ・訪問販売などの消費者被害の相談
- ・高齢者の人権や財産を守る権利擁護の相談
- ・高齢者虐待の相談
- ・成年後見制度の紹介
- ・その他、高齢者に関するさまざまな相談



地域包括支援センターと担当地域

地域包括支援センターの名称	所在地	・☎	担当地域
大里広域地域包括支援センター FOMA・なごみ	新戒 413-1	598-2552 ☎ 587-4881	幡羅、明戸、大寄、八基、豊里上柴地区の東方住所地
大里広域地域包括支援センター はなみずき	柏合 1041-1	551-1115 ☎ 571-0553	上柴地区(東方・人見住所地以外)南
大里広域地域包括支援センター 市社会福祉協議会	西島町 2-14-4	573-6869 ☎ 573-0806	深谷、岡部
大里広域地域包括支援センター ふじさわ苑	人見 2028-3	574-1237 ☎ 571-1446	藤沢、川本、花園上柴地区の人見住所地

問い合わせ

大里広域市町村圏組合介護保険課、市長寿福祉課、各総合支所福祉健康課へ